

事業者監査における主な指摘事項等

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部

自立支援担当課 指導担当係

1 実地指導等で指摘が多い事例

項目	具体的事例
サービス管理責任者	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者を含む）が不在になったのに変更届を提出せず、サービス管理責任者欠如減算を行っていない。
勤務体制	雇用契約書のない従業者がいる。
	勤務表を毎月作成していない。
	勤務表に日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載していない。
	従業者に対する研修を実施していない。
	研修を実施しているが研修記録を残していない。
運営規程	運営規程と重要事項説明書で営業時間やサービス提供時間等の記載内容が異なっている
	虐待防止の措置について、①虐待の防止の関する責任者の選定、②成年後見制度の利用支援（障害児通所（入所）サービスを除く）、③苦情解決体制の整備、④従業者に対する虐待の防止を普及・啓発するための研修の実施が記載されていない。
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。
非常災害対策	避難訓練の実施記録が確認できない。
	非常災害時の対応マニュアルが整備されていない。
苦情解決	苦情を記録していない。
	苦情解決の手順（マニュアル）が整備されていない。
処遇改善加算	処遇改善計画の内容を職員に周知していない。
秘密の保持	従業者から秘密保持の誓約書をもらっていない。
	守秘義務誓約書に退職後の守秘義務について、記載していない。
会計の区分	事業所ごとに、障害福祉サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分していない。

項目	具体的事例
サービス提供の記録	<p>サービス提供実績記録票とは別に、次に掲げるサービスの具体的な内容等を記録した書類を作成していない。</p> <p>①サービスの提供日及び提供時間 ②利用者名及びサービスを提供した従業者名 ③サービスの種類、④提供したサービスの具体的な内容 ⑤利用者の心身の状況、⑥その他利用者へ伝達すべき事項</p>
個別支援計画	<p>サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者を含む）が個別支援計画を作成していない</p> <p>利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行った記録がない。</p> <p>アセスメントに当たって、利用者面接した記録がない。</p> <p>個別支援計画の作成に関する会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について、職員の意見を聞いた記録がない。</p> <p>個別支援計画の原案の内容について、利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない。又は同意を得た日付の記載がない。</p> <p>個別支援計画を利用者に交付していない。</p> <p>個別支援計画の作成後、計画の実施状況を把握（モニタリング）を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上※、計画の見直しを検討した記録がない。</p> <p>※居宅介護等は必要に応じて。自立支援・就労移行支援は、少なくとも3か月に1回以上</p>
法定代理受領通知	<p>法定代理受領によりサービスに係る介護給付費等の支給を受けた支給決定障害者等に対して、介護給付費等の額を通知していない。</p>
事故報告	<p>利用者へのサービス提供中に事故等が発生したのに、本市に「事故等発生状況報告書」により報告を行っていない。</p>
障害児通所給付費	<p>児童発達支援又は放課後等デイサービスで、利用者は同一日に複数の事業所を利用できないのに、複数の事業所が請求している。</p>
全般	<p>利用者の印鑑を預かって、職員が押印している。⇒不正の温床</p>

2 障害者虐待の防止について

障害者虐待とは

①身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

虐待防止措置

①虐待防止責任者の選定

②成年後見制度の利用支援（障害児通所（入所）サービスを除く）

③苦情解決制度の整備

④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

※上記の①から④は運営規程にも定めなければなりません。

通報義務

事業者には、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、市への通報義務があります。

障害者虐待が疑われる場合

市から報告徴取を指示する等、事実確認が行われ、障害者虐待があった場合には、改善指導を行います。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止のための委員会の設置、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックする等があります。

指導に従わない場合には、勧告・命令、指定取消し等の処分が行われることがあります。

3 自主点検と市の指導について

すぐに

自己点検表

「自己点検表」で、法令に定めるサービスの取扱いと自立支援給付の請求等に関する事項について、セルフチェックを行ってください。

様式は、本市ホームページからダウンロードしてください。

指定後、約1か月で

書面監査

事業者に自己点検表、運営規程、個別支援計画等を市に提出してもらい、書面審査の上、指導を行います。

今年の夏頃には

集団指導

事業者に市の指定する会場に集ってもらい、講義形式で法令に定めるサービスの取扱いと自立支援給付の請求等に関する事項について周知します。

指定後約3年又は突然に

実地指導

指定後、3年に一度を目途に事業所に訪問して、帳簿書類を確認し、法令に定めるサービスの取扱いと自立支援給付の請求等に関する事項について周知します。請求に過誤があった場合は、過誤調整を指導する場合があります。

また、あらかじめ通知したのでは、日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、突然、実地指導を行うことがあります。

必要に応じて、随時

監査

不正等の疑いがある場合に行います。不正等があった場合、指定取消等になる場合があります。

また、給付費の請求に当たって、偽りその他の不正があった場合、返還額に100分の40を乗じることがあります。

(参考) 指定取消等の事由

- ① 申請者が禁固刑になった等
- ② 障害者等のために忠実に職務を遂行していない
- ③ 条例の人員基準を満たすことができなくなった
- ④ 条例の設備及び運営基準で運営できなくなった
- ⑤ 給付費の不正請求
- ⑥ 報告、帳簿書類の不提出、虚偽報告
- ⑦ 不出頭、不答弁、虚偽答弁、検査拒否、検査忌避
- ⑧ 不正の手段により指定を受けた
- ⑨ 政令で定める保健医療、福祉に関する法律に違反
- ⑩ サービスで不正又は著しく不当な行為をした
- ⑪ 法人役員が5年以内に不正行為をした者がいる
- ⑫ 法人でない場合、管理者が5年以内に不正をした

就労継続支援A型事業所について

基準省令の改正によって、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額により利用者に対する最低賃金を支払っているか、経営実態について書面監査を実施している。

新規事業所の方にも、新規指定の半年後を目途に実地指導を実施し、生産活動が事業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確認します。